

目次

■総則編

総則	1
第1章 計画の目的	2
第1節 計画の目的	3
第2節 計画の性格と内容	3
第3節 計画の理念	5
第4節 計画の位置づけ	5
第5節 計画の運用等	6
第2章 地勢及び気象	7
第1節 位置及び地勢	8
第2節 人口及び世帯数	8
第3節 地形及び水系	9
第4節 地質	9
第5節 気象	11
第6節 海溝型地震、活断層型地震等の特性	11
第3章 災害とその特性	14
第1節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方	15
第2節 風水害の事例	16
第3節 土砂災害の事例	17
第4節 地震災害の事例	18
第5節 火山噴火災害の事例	20
第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	21
第1節 実施責任	22
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	23
第3節 災害に関する調査研究の推進	31
第5章 被害の想定	32
第1節 被害の想定	33
第6章 由布市の主な災害危険箇所	38
第1節 災害危険箇所	39

■風水害等対策編

第1部 災害予防計画	43
第1章 災害予防計画	44
第1節 災害予防計画の基本的な考え方	45
第2章 災害に強いまちづくりのための計画	47
第1節 被害の未然防止事業の推進	48
第2節 治山治水計画	48
第3節 土砂災害予防計画	50
第4節 建築物及び文化財等災害予防計画	53
第5節 交通施設災害予防計画	54
第6節 農林業災害予防計画	56
第7節 火災予防計画	60
第8節 林野火災予防計画	64
第9節 危険物等災害予防計画	67
第3章 災害に強い人づくりのための計画	73
第1節 自主防災組織整備計画	74
第2節 訓練計画	81

第3節	防災教育	85
第4節	消防団・水防団・ボランティアの育成・強化計画	91
第5節	要配慮者の安全対策計画	92
第6節	観光防災計画	98
第7節	帰宅困難者の安全確保	100
第8節	市民運動の展開	101
第4章	迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置計画	102
第1節	初動体制の確立	103
第2節	防災活動体制の整備計画	106
第3節	気象等観測体制整備計画	111
第4節	情報通信施設等整備計画	112
第5節	広域応援体制整備計画	115
第6節	避難所等整備計画	116
第7節	防災調査研究の推進に関する計画	120
第8節	災害備蓄物資及び装備資機材等整備計画	121
第2部	災害応急対策計画	126
第1章	災害応急対策計画の基本方針等	127
第1節	災害応急対策計画の基本方針	128
第2節	市民に期待する行動	129
第2章	活動体制の確立に関する計画	132
第1節	災害対策本部組織計画	133
第2節	動員配備計画	145
第3節	通信連絡手段の確保計画	152
第4節	気象予報・警報等伝達計画	155
第5節	被害情報等収集伝達計画	162
第6節	災害救助法適用計画	168
第7節	広域応援要請計画	173
第8節	自衛隊災害派遣要請計画	182
第9節	技術者、技能者及び労働者の確保計画	185
第10節	ボランティアとの連携計画	188
第11節	帰宅困難者対策	190
第12節	応急対策用資機材等調達供給計画	191
第13節	交通確保計画	192
第14節	緊急輸送計画	195
第15節	災害広報計画	201
第3章	生命・財産への被害を最小限とするための活動計画	208
第1節	風水害に関する情報の住民への伝達等に関する計画	209
第2節	火災に関する情報収集・伝達計画	210
第3節	水防計画	212
第4節	避難の勧告・指示等及び誘導に関する計画	218
第5節	救出救助計画	224
第6節	医療救護計画	226
第7節	消防活動計画	234
第8節	土砂災害応急対策計画	238
第9節	二次災害の防止活動計画	241
第10節	障害物除去計画	242
第4章	被災者の保護・救援のための活動計画	245
第1節	避難所運営活動計画	246
第2節	避難所外被災者の支援	250
第3節	食料供給計画	252

第4節	給水計画	256
第5節	被服寝具その他生活必需品供給計画	259
第6節	医療活動	261
第7節	防疫、清掃、食品衛生監視計画	262
第8節	廃棄物処理	268
第9節	行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋火葬計画	271
第10節	住宅の供給確保計画	273
第11節	ボランティア応急活動計画	276
第12節	要配慮者対策計画	280
第13節	観光客への対応計画	284
第14節	文教対策計画	287
第15節	社会秩序の維持及び物価の安定等計画	292
第16節	農林業用施設等災害応急対策計画	294
第5章	社会基盤の応急対策計画	301
第1節	電気・ガス・水道・電話の応急対策計画	302
第2節	道路・河川・公園・鉄道の応急対策計画	303
第3部	災害復旧計画	304
第1章	災害復旧計画	305
第1節	災害復旧・復興の基本方針	306
第2節	災害復旧事業の推進計画	307
第3節	被災者の生活の確保	311
第4節	財政援助の確保	318
第4部	火山災害対策	327
第1章	火山災害予防	328
第1節	火山防災体制の整備等の取り組み	329
第2章	火山災害応急対策	333
第1節	組織計画	334
第2節	動員配備	335
第3節	気象庁が発表する火山情報の収集伝達	335
第4節	災害が発生する恐れがある異常な現象の通報	347
第5節	被害の未然防止、拡大防止のための市民への呼びかけ	348
第6節	社会秩序の維持対策（流言飛語等への対策）	348
第7節	避難対策	349
第8節	交通の制限	351
第9節	広域的な調整	351
第3章	火山災害復旧・復興	352
■地震災害等対策編		
第1部	災害予防計画	353
第1章	災害予防計画	354
第1節	災害予防計画の基本的な考え方	355
第2章	災害に強いまちづくりのための計画	356
第1節	地震防災緊急事業整備計画	357
第2節	防災施設、設備等の整備計画	359
第3節	都市防災環境整備計画	361
第4節	ライフライン施設災害予防計画	367
第3章	災害に強い人づくりのための計画	372
第1節	地域の防災力の向上	373
第4章	迅速かつ円滑な災害応急対応のための事前措置計画	378
第1節	地震防災活動体制の整備計画	379

第2部 災害応急対策計画	383
第1章 災害応急対策計画の基本方針等	384
第1節 災害応急対策計画の基本方針	385
第2章 活動体制の確立に関する計画	386
第1節 災害対策本部組織計画	387
第2節 動員配備計画	391
第3節 情報収集伝達計画	394
第4節 帰宅困難者対策計画	400
第3章 生命・財産への被害を最小とするための活動計画	401
第1節 避難収容計画	402
第2節 救出医療計画	406
第4章 被災者の保護・救援のための活動計画	409
第1節 被災地の救援活動計画	410
第2節 被災地の応急活動計画	411
第5章 社会基盤の応急対策計画	416
第1節 ライフライン施設災害応急対策計画	417
第3部 災害復旧計画	421
第1章 災害復旧計画	422
第1節 災害復旧事業の推進計画	423
第2節 被災者の生活確保	424
第4部 南海トラフ地震防災対策推進計画	425
第1章 推進計画の目的	426
第1節 推進計画の目的	427
第2節 本市の位置づけ	427
第2章 関係者との連携協力の確保	428
第1節 資機材、人員等の配備手配	429
第2節 他機関に対する応援要請	429
第3節 帰宅困難者への対応	429
第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	430
第1節 災害発生時の被害軽減計画	431
第2節 地震防災対策及び災害発生後の応急対策計画	431
第4章 防災訓練	432
第5章 地震防災上必要な教育及び広報	432

■事故等災害対策編

第1部 共通する予防・応急・復旧計画	433
第1章 共通する災害予防計画	434
第2章 共通する災害応急対策計画	434
第3章 共通する災害復旧計画	434
第2部 各種重大事故対策	435
第1章 重大事故対策	436
第1節 突発性重大事故対策	437
第2節 放射性物質事故対策	451
第2章 原子力災害対策	456
第1節 各機関の処理すべき事務又は業務	457
第2節 災害想定	459
第3節 原子力発電所事故事前対策	460
第4節 原子力発電所事故応急対策	463
第5節 原子力災害中長期対策	469